A	D	E	F	G	H	I	J	K
水力発電施設（出力三十五万キロワット以上に限る。）のうち特定重要電源開発地点又は重要電源開開発促進地点にあっては、これらの指定に係る発電用施設の設置の工事に着手した日以後に使用済燃料の貯蔵施設（廃棄物埋立処分施設（昭和四十八年総理府令第一号）第二条第三号に規定する余裕深度処分の廃棄物埋設の事業に関する規則（平成十九年原子力規制委員会規則第二十九号）第百二条第一項に規定する最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二条第二項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を行うものに限る。	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度四千万円。						
	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度四千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては、毎会計年度一億四千万円。ただし、毎会計年度の交付額を合計した金額が四億円を超えないものとする。）	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。
			第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（ただし、期間Hにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、当該加算した金額と毎会計年度の交付額を合計した金額との合計額が十九億六千万円を超えないものとする。）	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。
							第三条第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。

L	M	N
第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）	第三条第一号及び第六号から第十一号まで	第三条第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、第一号及び第六号から第十一号まで）
毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第二項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円（平成二十三年度までに第二種特定放射性廃棄物のみを対象とした場合は、二十億円）。ただし、期間Lの交付額が二億円を超えないものとする。	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円（平成二十三年度までに第二種特定放射性廃棄物のみを対象とした場合は、二十億円）。ただし、期間Lの交付額が二億円を超えないものとする。	毎会計年度八千万円。
毎会計年度二十億円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円（期間Lと重複する会計年度においては、期間Mの交付金の交付額を減じた金額）（期間Lと重複している場合、期間Lのものとして交付される金額を除く。）が七十億円（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、三十四億三千万円）を超えないものとする。	毎会計年度二十億円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円（期間Lと重複する会計年度においては、期間Mの交付金の交付額を減じた金額）（期間Lと重複している場合、期間Lのものとして交付される金額を除く。）が七十億円（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、三十四億三千万円）を超えないものとする。	

（備考）

一　Aは、一般電気事業者等（一般電気事業者及び卸電気事業者をいう。以下同じ。）が立地可能性調査（地質、気象、海象の調査その他の発電用施設等の立地地点を定めるための調査をいう。以下同じ。）を開始した日の属する会計年度の翌年度から当該一般電気事業者等が環境影響評価を開始した日（電事法第四十六条の五の規定により環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。）第五条第一項に規定する環境影響評価方法書を経済産業大臣に届け出た日をいう。）の属する会計年度までの期間（ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設の設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間）

二　Bは、Aの終期の翌年度から十年間

三　Cは、Bの終期の翌年度から原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間